

2021年11月8日

教員各位

2022年度の授業実施に関する基本方針について（決定の報告）

学長 河合 久

2021年度においては、新型コロナウイルス感染症の更なる猛威により、本学における教育研究上の活動や交流、各種の会議や催しの開催について、2020年度に引き続いて、社会情勢を勘案した様々な対応を余儀なくされました。本学の各学部・大学院研究科の教員の皆さまにおかれましては、大変なご苦労のなかでも大学が果たすべき社会的役割を維持するために適切なご対応をいただき、本学の教育研究活動の実施にご尽力いただいておりますことに、この場を借りまして、改めて心から感謝申し上げる次第です。

現状において、本学がキャンパスを置く東京都では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が低調になってきておりますが、次なる大きな波にも耐えうるよう、全学として十全な備えを講じていかなければならぬことは言うまでもありません。

この度、本学における2022年度の授業実施に関しまして、学生・教職員の安全と安心を確保しつつ、大学の果たす社会的責務に照らして、学部長会議・研究科長会議での議論を経て、下記のとおり、基本方針を決定致しましたので、その旨ご報告致します。

なお、本基本方針については、学部について適用し、大学院研究科（専門職大学院を含む。）については、可能な範囲で全学的な調整を図りつつ、それぞれの教育研究の特性に鑑み、必要な変更を加えることができるものとします。また、この基本方針は、新型コロナウイルス感染症の状況をはじめとする社会情勢の変化、関連法令および高等教育行政の改正により、適宜見直しを行うものとします。

本基本方針の方向性に係る意見照会につきまして、教授会員の皆さまから、日頃のご苦労・ご経験をもとに、数多くの貴重なご意見を頂戴したこと、心より感謝しております。皆さまから寄せられましたご意見の数々は今後の施策にも反映して参りたいと存じておりますので、引き続き、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 中央大学における授業の実施をはじめとする教育研究活動等の実施にあたっては、学生が本学の豊富な環境とリソースを活用して学修し経験を積むことが可能となるよう、政府や関係省庁が発する指針等を参考にしつつ、学生・教職員の安全を第一に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をはじめとする各種の措置を十全に講ずることとする。

※本学における諸活動の実施にあたっての取扱いについては、別紙1を参照のこと。

※感染症の拡大や大規模災害等の不測の事態が発生した場合には、安全への配慮を最優先として、本基本方針の内容を柔軟に見直すこととする。

2. 2022年度に実施する授業については、新型コロナウイルス感染症に対する十全な対策を講じることを前提として、各キャンパスへの通学による対面での「面接授業科目」として実施することで、本学の教育活動の質の向上と教育効果の担保、教員・学生間における人的交流の機会の確保に努めるものとする。

※面接授業を実施する教室・教場における収容人数については、制限を設けない。

※基礎疾患有する場合など、様々な事情から本学に通学することが困難な学生に対しては、個別の事情を勘案したうえで不利益が生じないよう配慮する。

3. 2022年度に実施する授業のうち、オンラインを積極的に活用した場合に高い教育効果が得られると判断される一部の授業科目については、当該授業内容の特性を考慮して、オンラインによる「遠隔授業科目」として実施することとする。

※本学における「面接授業科目」及び「遠隔授業科目」の取扱いについては、別紙2及び別紙3を参照のこと。

4. 本学では、各種の授業を実施するにあたり、その適切かつ円滑な実施をはかり、質を維持・向上させることに向けて、以下の点について、その整備を進め、一層の充実に努めるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要となる各種設備・備品の確保・充実。
- ・円滑な授業の実施を支える「manaba（全学授業支援システム）」の充実。
- ・遠隔授業の実施に際して活用する情報通信環境の整備（各種オンライン会議システムのライセンスの確保・充実等）と、その人的支援体制の充実。
- ・キャンパス内外における安定的な修学機会を担保するための学生支援策の充実。

以上

本学における諸活動の実施にあたっての取扱い

1. 本学の基本姿勢について

- ①学生をはじめとする大学関係者の健康と安全を最優先に対応することとする。
- ②学生が大学の教育課程を履修して単位を修得し、予定の在学年限で卒業ができるようにし、就職や進学、資格試験や国家試験に臨むことができるよう努めることとする。
- ③学生の経済的負担を可能な限り軽減するとともに、必要な修学環境の整備と修学支援をおこなっていくこととする。

2. 特に配慮する点

- ①2020年度および2021年度において一定の制限を余儀なくされた、オンラインampusでの学生交流の機会について、全学として可能な限りこれを確保することとする。
- ②学生の課外活動については、大学生活を充実させる上でも非常に重要なものであることから、積極的に活動ができるよう様々な支援策を講じることとする。
- ③学内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、本学保健センター並びに近隣の諸機関と綿密に連携を図ることで、二次感染の発生を未然に防ぐよう迅速な対応に努めることとする。

3. 大学構内における活動に際しての注意事項

- ①新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種歴の有無にかかわらず、構内においては基本的にマスクを着用して活動すること。
- ②構内において食事をする場合には、食事中の会話はしない等、感染症の拡大防止に必要な基本的なルールを意識し、それを守ること（食堂利用の際には、食堂のルールに従うこと）。
- ③エレベーターの利用は障害のある方、高齢者を優先し、極力、階段を利用すること。
- ④体調がすぐれないときには、最寄りの事務室もしくは保健センターに相談のうえ、速やかに退構すること。

4. 大学構内で授業を実施するにあたり教員が遵守すべき事項

- ①発熱等、体調が優れない場合には、キャンパスへの入構を控えること。その際、担当する授業については原則休講とし、補講を実施すること。
- ②新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を可能な限り導入すること。
- ③構内に入構後は、手洗いを励行すること。各自お手ふき、消毒シートなど持参すること。
- ④授業中は、マスク等を着用すること。
- ⑤授業の実施にあたり、大学所有のPCを利用した場合には、利用終了時に備品も含め消毒に努めること。
- ⑥新型コロナウイルス感染者が出た場合に連絡が取れるよう、面接授業の出席者について、学籍番号、氏名を把握すること。
- ⑦履修学生に授業中のマスクの着用を義務づけること。
- ⑧授業中における教室の換気をするとともに、学生の着座位置等について密にならないよう促すこと。
- ⑨担当教員は、合理的な理由から対面で授業に出席できない学生に対して、不利益が生じないよう配慮すること。

以上

本学における「面接授業科目」及び「遠隔授業科目」の取扱い

1. 本学における各授業回（100分・1コマ分）の実施方式に関する定義

面接授業	教員と学生が、当該授業を実施する通常教室等の同一空間内において、対面形式による授業を実施するものをいう。
遠隔授業 (*1)	<p>大学設置基準第25条第2項および平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）に定める授業をいう。</p> <p>本学では、授業科目の内容および教育効果に照らし、以下の4類型の方式を適切に組み合わせて行う授業を遠隔授業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ハイフレックス型授業：「面接授業」をリアルタイム配信し、教室外にいる学生にも同時・双方向で実施する授業。 ②ライブ型オンライン授業：オンライン会議システム等のICTツールを活用し、教員と学生が異なる場所において同時・双方向で実施する授業。教員の授業配信場所は教室等に限らない。 ③オンデマンド型授業：授業を録画し、オンライン上で動画を提供したのち、教員と学生の間でメール等を用いて質問や議論を行う授業。 ④資料配信型授業：ナレーション付きの授業資料（パワーポイント等）を作成し、オンライン上で提供したうえで、教員と学生の間でメール等を用いて質問や議論を行う授業。

(*1) 合理的な理由から対面形式での出席が叶わないと各学部・研究科が認めた学生に限り
 ①、②、③および④の類型にて授業を行う場合には、当該授業回は、遠隔授業ではなく、面接授業として取り扱う（別紙3のQ3を参照）。

2. 本学における「面接授業科目」と「遠隔授業科目」の取り扱い

面接授業科目	<p>すべての履修学生に対して、全授業回数のうち半数以上の授業回（全14回中、7回以上）について、面接授業を受講するよう求める授業科目。</p> <p>ただし、当該授業の履修を希望する学生からの申し出により、合理的な理由（*2）から対面形式での出席が叶わないと各学部・研究科が認めた学生については、この限りではないものとする。</p> <p>(*2) 配慮が必要な「合理的な理由」の基準については別に定める。</p>
遠隔授業科目	<p>「遠隔授業」を全授業回数のうち半数を超える授業回（全14回中、8回以上）において実施する授業科目。</p> <p>遠隔授業科目は、中央大学学則35条の6において、卒業に必要な単位として算入される単位数の上限を、60単位までとすることが規定されている。ただし、この単位数の上限については、学部の授業科目についてのみ適用し、大学院研究科、専門職大学院研究科の授業科目には適用しないものとする。</p>

◎面接授業と遠隔授業の組み合わせによる「ブレンド型」科目の取り扱い

面接授業と遠隔授業の4類型で行う授業を、授業回によって適切に組み合わせて行う授業を「ブレンド型」科目と呼称する。その取り扱いは、半数以上の授業回（全14回中、7回以上）について面接授業を行い、かつ、その授業回について、すべての履修学生が対面形式で受講するよう求める場合には「面接授業科目」、求めていない場合には「遠隔授業科目」とする。

参考：本学における遠隔授業に関する規定

・中央大学学則

（メディアを利用して行う授業科目）

第三十二条の二 前条に規定する授業については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各学部教授会が別に定める。

（メディアを利用して行う授業で修得した単位）

第三十五条の六 第三十二条の二に規定する授業の方法により修得した単位については、第四十三条第一項第二号に規定する卒業に必要な単位のうち、六十単位を超えないものとする。

3. 本学における遠隔授業科目の選定について

1) 各学部・研究科等における遠隔授業科目の選定にあたっての留意点

各学部・研究科等は以下の点に留意して、遠隔授業科目の選定を行うこととする。

①原則として、各学部・研究科等において、そのカリキュラムにおける教育効果の向上を前提とし、面接授業ではなく、遠隔授業を行う必然性が高い科目のみを優先的に選定すること。なお、ここでいう「科目」について、各学部・研究科等において演習科目など、同一科目名称で複数の講座（クラス）を設けている場合には、1講座単位による遠隔授業科目の選定も差し支えないものとする。

②各学部においては、遠隔授業科目に関する規定（学則第35条の6関係）に則り、卒業算入単位数に60単位の上限があることに特に留意の上、遠隔授業科目の選定を行うこと。また、対象科目および卒業算入単位数の制限に関して、学生への周知・徹底を行うこと。

③各学部においては、学生の所属学部に拠らない幅広い学修を促進するという観点から、キャンパス間を横断する「学部間共通科目」について、遠隔授業科目として実施される可能性が高いことに留意すること。

④各学部・研究科等において、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握すること。

2) 遠隔授業科目を実施するにあたっての手続き

2022年度については、各学部・研究科等における授業編成が既に進行していることから、以下の手続きを基本として、各組織における遠隔授業科目の選定を行うこととする。なお、2023年度以降の手続きについては、検討の上、改めて周知することとする。

①「遠隔授業科目」として授業を行うことを希望する授業担当教員は、各学部・研究科等が定める方法にて、その旨申請を行うこと。

②遠隔授業を実施する授業科目のシラバスに、具体的な遠隔授業の実施方法について明記すること。

③①で申請された授業科目について、各学部教授会・研究科委員会・研究科教授会・全学連携教育機構運営会議にて当該年度における遠隔授業科目の選定に関する審議を行うこと。

④各学部・全学連携教育機構については、学部長会議に各組織における遠隔授業科目の実施状況について、共有を行うこと。

4. 面接授業科目を担当するにあたっての留意点

面接授業科目の担当にあたり、担当教員は以下の点に留意した上で授業を実施する。

①履修者全員が、半数以上の授業回（全14回中、7回以上）について面接授業を受講するよう求めること。遠隔授業とのブレンド型により授業を行う場合には、必ずその旨をシラバスに明記し、学生への周知・徹底を図ること。

②担当教員は、合理的な理由により、本学キャンパスに通学して面接授業に出席できない学生に対し、不利益が生じないよう配慮すること。

③ブレンド型で一部の授業回において、遠隔授業の類型①または②の方式により授業を実施する場合は、学内において学生が遠隔授業を受講する場所を十分に確保できないことも見込まれるため、合理的な理由により配慮を行う場合を除き、必要最小限の実施とすること。実施の必要性が高い場合には、各学部・研究科等の所管事務室へ事前に相談すること。

④令和3年4月2日付の文部科学省通知「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」の内容に基づき、感染症拡大・大規模災害等不測の事態により、学部長会議及び研究科長会議（新型コロナウイルス感染症を要因とする事態であれば、中央大学感染症特別対策本部）の議を経て学長が、面接授業科目に対する特例措置を当該学期に設けると判断した場合には、当該措置に基づき、授業形式の変更に柔軟に対応すること。この場合、特例措置が適用された面接授業科目については、そのすべてを遠隔授業によって実施した場合であっても、面接授業科目として取り扱う。

5. 遠隔授業科目を担当するにあたっての留意点

遠隔授業科目の担当にあたり、担当教員は以下の点に留意した上で授業を実施する。

①全授業回数のうち半数を超える授業回（全14回中、8回以上）において遠隔授業を行う科目は、各学部・研究科等が遠隔授業科目として選定した授業科目に限られること。

②学生の学修量について、事前・事後の学修を含めて面接授業科目と同等の時間数を確保し、各学部・研究科における「学位授与の方針」に即した学修成果の向上に努めること。

③ブレンド型で一部の授業回について面接授業またはハイフレックス型授業を実施する授業回を設ける場合には、その実施教室の確保および実施方法について、各学部・研究科の所管事務室と相談のうえ、確実に学生に周知すること。

6. 面接授業科目・遠隔授業科目に関わらず「遠隔授業」を行うにあたって留意すべき事項

①各授業科目のシラバス（授業実施計画）の下に授業を実施すること。

②授業担当教員が、オンライン上の出席管理や課題の提出などにより、学生の受講状況を十分把握すること。

③学生一人ひとりに確実に情報を伝達する手段や、学生からの質問・相談に速やかに応じる体制を確保するとともに、可能な限り学生同士の意見交換の機会を確保すること。

④オンデマンド型、資料配信型授業については、担当教員によるガイダンスを通じて授業の目的や進行、教材に関するポイント等について事前に説明を行った上で、動画や解説付きの資料を配布することで効果的な自習を促し、かつ、授業の実施に合わせてメールや掲示板等を通じて学生への指導を行うこと。

7. 学外で実習等を実施するにあたっての留意点

ゼミ合宿等、集団・グループでの正課活動については、大学から別途案内する「学外における正課及び課外活動の実施について」の内容に基づき、適切に対応すること。

以上

本学における授業形式および授業実施にかかる各種Q&A

2022年度に実施する授業科目のシラバスの作成にあたり、想定される疑問のうち各組織に共通する事項についてQ&A形式でまとめました。一部、文部科学省発「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用にかかるQ&A等の送付について（令和3年5月14日時点）」に則り作成しています。

なお、本Q&AにはICTツールの利用方法や教室設備、補助機材に関する記述は省略していますので、その旨予めご了承ください。

目 次

- 1. 授業形式に関する点
- 2. 面接授業実施に関する点
- 3. 遠隔授業実施に関する点

1. 授業形式に関する点

Q 1 面接授業と遠隔授業の組み合わせにより授業を行いたいが、全14回中、何回まで遠隔授業の方式を行うことができるか。

A 1 面接授業科目であっても、全14回中7回までは遠隔授業を行うことができます。その場合、シラバスに必ず「遠隔授業を何回目の授業回にて、どの類型で行うか」について明記をしてください。ただし、別の時限に面接授業を受けるため登校した学生が、キャンパス内で遠隔授業を受講するスペースや通信ネットワークには限りがあるため、実施にあたっては学部・研究科等の指示に従ってください。

Q 2 教員が教室以外の場所から、Webex や zoom を利用してリアルタイムに授業教室に集合する学生に授業を配信する形式は面接授業か。遠隔授業か。

A 2 面接授業の要件として、学生と教員が同一空間にいることが求められますので、遠隔授業にあたります。

Q 3 複数キャンパスの教室に履修学生を集め、片方のキャンパスからハイフレックス型にて双方向型の授業を配信する形式は、面接授業か。

A 3 学生と教員が別の空間で授業が行われるため、遠隔授業です。ただし、全授業回の実施方法について、別紙2における面接授業科目の要件を充足している場合は、ハイフレックス型授業を組み合わせた場合であっても、面接授業科目として取り扱うことが可能です。

例えば、学生の所属学部等により受講キャンパスを指定する場合は、半数ずつの回について、教員がそれぞれのキャンパスに足を運び配信を行う必要があります。受講場所が3

カ所以上のキャンパスとなる場合は、別紙2における面接授業科目の要件を充足できないため、遠隔授業科目になります。

Q 4 教育効果に鑑みて遠隔授業科目として授業を実施することを希望したいが、同一科目の別講座（クラス）の担当教員が面接授業科目として授業を実施することとした場合には、その授業と実施方式を合わせる必要があるか。

A 4 授業の実施方式が異なっても差し支えありません。各学部・研究科等における遠隔授業科目の選定は、講座（クラス）単位で選定することが可能であるため、同一科目であっても、講座毎に異なる授業方式で実施されることも考えられます。具体的な授業実施方式については各学部・研究科等の決定に基づくこととなります。まずは遠隔授業科目として授業を実施する希望があることを、各学部・研究科等の定める方法にて申請を行ってください。

Q 5 面接授業科目として授業を行う予定であったが、履修者に病気等の理由により半数以上の授業について教室における出席が叶わない学生がいた場合、当該授業は遠隔授業科目にカウントされるか。

A 5 面接授業科目にカウントされます。一部の学生が別に定める合理的な理由により、結果として半数以上の授業回について対面形式での出席が叶わぬものであると所属組織が認めた学生については、別紙2における面接授業科目の要件で定める「すべての履修学生」の例外にあたります。このような学生に対しては、教室で受講した学生と学修量に差がないような配慮をお願いいたします。具体的な配慮方法の例については、Q 1 1 を参照してください。

Q 6 14回授業のうち7回面接授業、7回遠隔授業を行うことで面接授業科目としての要件を充足する予定であったが、結果としてやむを得ない事情により遠隔授業の回数が8回を超えた場合、当該授業は遠隔授業科目として取り扱うか。

A 6 取り扱いは面接授業科目として取り扱います。ただし、シラバスは大学と学生との契約書としての位置づけもあることから、原則として記載した授業形式の変更は行なわず、可能な限り面接授業と遠隔授業の予定授業回を入れ替えることや、補講で面接授業を行うなどして、面接授業科目の要件を満たすような運用をお願いいたします。長期的に面接授業を行うことが不可能となる事情等がある場合には、各学部・研究科等の所管事務室にご相談ください。

Q 7 100分授業のうち、50分を遠隔授業、残り50分を教室にて対面授業で行った場合、当該授業回は面接授業としてカウントできるか。

A 7 分割した授業時数を一体の面接授業として取り扱うためには、

- ①平成13年文部科学省告示第51号2号で定める授業終了後の指導等の要件を担保すること、若しくは、遠隔授業（オンデマンド）と面接授業が交互に行われ、面接授業の中で遠隔授業（オンデマンド）で学ぶ内容の指導が行われるよう授業設計されていること、
 - ②当該授業科目の授業時数の半分以上について対面形式での授業が実施されていること、
 - ③講義等の時間以外にも、授業外学修時間を課す手立てを確保していること、
- など、遠隔授業（オンデマンド）の取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないように配慮し、授業科目全体として適切な教育が行われるよう留意が求められます。このような取り扱いが確保されている限りにおいては、面接授業としてカウントできます。（文部科学省発「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用にかかるQ&A等の送付について（令和3年5月14日時点）」より引用、一部文言修正）

ただし、このような形式で授業を行う場合、授業開始時刻・終了時刻は本学の授業時間割に定められる範囲内で行うこととし、すべての学生に実施方法が理解できるよう周知に努めてください。

Q 8 履修者と相談の上、期中で授業科目の形式を変更することは可能か。

A 8 原則として個々の教員の判断により、記載した授業形式の変更は行わないでください。

各授業科目の授業形式は、授業設置組織がカリキュラム上の位置づけやその学修効果等に鑑みて選別しております。加えて、シラバスは大学と学生との契約書としての位置づけでもあります。また、学部の授業については前期及び後期の終了時の授業評価アンケートにて、面接授業・遠隔授業それぞれの出席回数を問う設問を設け、事後の形式確認を行う予定です。なお、一部の面接授業を予定する授業回について、やむを得ない事情により遠隔授業を実施する必要が生じた場合には、担当教員の判断の下で履修学生への説明や正確な周知、学部・研究科等の事務室への相談を行った上で、変更する点については差し支えありません。やむを得ず期中で大幅な授業方式の変更が必要となる事由が発生した場合には、各学部・研究科等の所管事務室に相談し、しかるべき手続きをとってください。

Q 9 学生個人に拠る合理的な理由に対する配慮ではなく、首都圏の公共交通機関の停止等により、物理的に大学に来ることができない学生が多く出た場合（または担当教員自身がキャンパスに行くことができない場合）、急遽、遠隔授業（ハイフレックス型授業も含む）を行うような運用を行うことは可能か。

A 9 可能です。一部の授業回について、公共交通機関の乱れなど、やむを得ない事情により遠隔授業を実施する必要が生じた場合には、履修学生へ正確な説明と周知を行った上で、変更する点については差し支えありません（自然災害など大規模な交通不通が発生または予測される場合は、大学が判断し周知します）。その場合は、授業を設置する学部・研究科等の所管事務室に相談をしてください。Q 8 と同様、期中で大幅な授業方式の変更が必要となる事由が発生した場合には、各学部・研究科等の所管事務室に相談し、しかるべき手

続きを読むをとってください。

Q 1 0 新型コロナウイルス感染症の再拡大等の理由により、期中で全学的な授業形式の変更が生じる可能性はあるか。

A 1 0 あります。令和3年4月2日付の文部科学省通知「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」の内容に基づき、感染症や災害等を理由とした国または都道府県の状況、学内における状況に鑑み、キャンパス内における面接授業を継続することが適切でないと、学部長会議及び研究科長会議（新型コロナウイルス感染症を要因とする事態であれば、中央大学感染症特別対策本部）の議を経て学長が判断した場合には、面接授業科目について、遠隔授業を行うよう授業計画の変更をいただく可能性があります（大学院授業科目については、研究科委員長会議を中心として判断します）。その場合、もともと面接授業科目として取り扱う予定であった科目については、そのまま面接授業科目として取り扱うこととなります。

2. 面接授業実施に関する点

Q 1 1 合理的な理由により遠隔方式で参加となる学生については、どのような配慮が必要か。

A 1 1 次の配慮方法が考えられます。

- ①ハイフレックス型授業を行い、リアルタイムで受講させる。
 - ②授業の様子を録画し、録画映像を manaba 等の ICT ツールで配信する。
 - ③manaba 等の ICT ツールを通じて資料を配布しつつ課題を提示し、対面形式で授業に参加する学生と同等の学習量・成果を確認する。
- ①、②については授業実施教室や必要な機材・環境の調整がありますので、授業を設置する学部・研究科等の所管事務室に相談してください。また、②、③については manaba やメール等を通じて学生との質疑応答や課題への添削指導等を行うなどして、面接授業で参加する学生と同等の学修量が確保できるようにしてください。

成績評価については、オンラインによる試験やレポートによる評価など、シラバスに記載した授業科目の到達目標に照らして、適切な対応をお願いいたします。

Q 1 2 面接授業であっても、資料配布や事後の質疑対応等で manaba を利用することは差し支えないか。

A 1 2 差し支えありません。DX やアクティブ・ラーニング推進の観点からも、是非 ICT ツールの有効活用をお願いいたします。

3. 遠隔授業実施に関する点

Q 1 3 遠隔授業にて他者の著作物を資料として配布したいが、問題ないか。

A 1 3 問題ありません。2021年度から、授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS）が管理する「授業目的公衆送信補償金制度」の運用が開始され、本学においても本制度を利用しています。本制度は、大学が SARTRAS に一括して補償金を支払うことにより、遠隔授業等の過程において、原則として権利者から個別の許諾を得ることなく著作物の利用を可能とするものです（著作権法第35条及び第104条の11）。ただし、本制度を利用した教育機関は、SARTRAS に対し利用報告をすることになっておりますので、サンプル調査による利用報告へのご協力をお願いします。

Q 1 4 遠隔授業にて配布する他者の著作物の記録管理はどのように行う必要があるか。

A 1 4 具体的な記録方法については、各教授会・研究科委員会及び manaba にて案内をしています。以下 URL を参照してください。なお、公衆送信した著作物の SARTRAS への利用報告は期間を限定したサンプル方式により行われます。事前指定がなされますので、指定があった組織については、当該指定期間中の各授業において公衆送信した著作物の記録を詳細に残していただき、授業期間終了後に提出いただくこととなります。

【本学で遠隔授業を実施するにあたり、著作物を利用する際の注意事項をまとめたサイト】

専任教職員向け（教職員限定公開）

manaba > FD・SD コース > 授業における著作物のオンライン利用

https://room.chuo-u.ac.jp/ct/page_2611257c400356

兼任教員向け（教職員限定公開）

manaba > 教員向けアナウンスコース > 授業における著作物のオンライン利用について

https://room.chuo-u.ac.jp/ct/page_3077581c578928

※2022年度に新たに本学の授業をご担当いただく先生には上記 Web ページではなく、任用の正式決定後に別途お知らせいたします。

Q 1 5 遠隔授業の方法として、教科書や外部機関の教材（MOOCs 等）を履修学生に配布し、メールや掲示板を通じて履修者の質疑に応じる「自主学習型」の形態は採用可能か。

A 1 5 自主学習型の授業のみで完結することは避けてください。遠隔授業の実施にあたっては、各組織のカリキュラムにおいて、面接授業と同等以上の教育効果を有するものを前提に選定しております。自主学習型の形態については面接授業であれば履修者全員に対して必然的に行われる「担当教員による解説」が不十分になることが懸念されることから、2022年度より遠隔授業の類型から削除しています。テキストに加えて動画の配信やナレーション付きの資料を配布することにより、学生の授業内容理解の推進に努めさせていただきますようお願いいたします。なお、教材を事前に学修させ、その解説や質疑

応答を面接授業あるいは双方向型の遠隔授業で行う反転型授業を行うにあたっては、一部の学修時間を自主学習型とすることで教育効果が高まることが期待されますので、差し支えありません。

Q 1 6 遠隔授業を実施するにあたり、技術的に必要な情報はどこで入手すればよいか。

A 1 6 本学では「中央大学 オンライン授業・WEB 会議ポータルサイト（以下 URL）」を開設しております、遠隔授業実施に必要なツールやその利用方法の解説をしております。

『中央大学 オンライン授業・WEB 会議ポータルサイト』

<https://onlineportal.r.chuo-u.ac.jp/wordpress/>

Q 1 7 オンライン上で学生との情報共有や質疑を行うためのツールはあるか。

A 1 7 本学では、クラウド型教育支援サービス「manaba」を主とした授業支援ツールとして利活用しております。manaba では履修学生との情報共有に加え、資料ファイルの配布、アンケート、小テスト、レポート提出、質疑への応答（個別指導含む）等を行うことができます。

その他、Microsoft Teams や Google もツールとしての利用をすることができますが、学生には manaba を主としたツールとして案内しているため、manaba 以外を利用される場合は事前に学生への十分な説明をお願いいたします。

Q 1 8 遠隔授業（ハイフレックス型含む）として同時双方向で教室外の学生に参加させるために利用するツールは何か。また、留意事項はあるか。

A 1 8 本学では、同時双方向通信により授業を行うためのツールとして Web 会議システム「Webex」および「Zoom」と包括契約を締結しておりますので、こちらを遠隔授業に利用できます。学生に対しても両方のツールが利用されることは周知されております。

留意する点としては、2つのツールの仕様が異なる点です。

【Webex】（本学推奨サービス）

参加者上限：1000 名 クラウド録画：保存期間無期限、容量無制限

サポート：IT センターサポートデスクでのサポート可

【Zoom】

参加者上限：300 名 クラウド録画：教員アカウントのみ3日限定保存

サポート：なし

発信者・受講者のインターネット環境はそれぞれの受講環境に依存しますので、接続が不安定になった場合はご利用環境のネットワークをご確認ください。

なお、教室環境によっては想定するハイフレックス型授業を行うことが難しい場合もありますので、実施に際しては事前に各学部・研究科の所管事務室に相談してください。

Q 1 9 配信動画を学生に提供するためにはどのツールを使うべきか。

A 1 9 学生への公開については、Google ドライブや Youtube が利用できます。配信方法は中央大学オンライン授業・WEB 会議ポータルサイトを参照してください。なお、履修者が 100 名以上の場合には Youtube の利用をお願いいたします。

それぞれ、全学メールアドレス (@g.chuo-u.ac.jp) を持つ本学関係者のみが閲覧可能な設定にすることも可能ですので、是非ご活用ください。

Q 2 0 ICT ツールについて、学生は使い方を熟知しているか。

A 2 0 2 年生以上の学生については前年度に多くの授業で利用をしているため、おおよその操作は不具合なく可能かと思いますが、1 年生については不慣れな状態が予想されます。特に授業開始から間もない期間においては、多少の不具合はお含みの上で柔軟な対応をお願いいたします。また、manaba と Webex については、本学推奨環境であるためガイドンスでの説明がありますが、Zoom や Microsoft Teams 等は具体的な説明を行っていません。サポートについても推奨環境のみになっておりますので、ご注意ください。

なお、『中央大学 オンライン授業・WEB 会議ポータルサイト』にて、学生向けのマニュアルも準備しておりますので、適宜ご案内ください。

Q 2 1 遠隔授業の出席管理・学修状況管理はどのようにすればよいか。

A 2 1 ライブ型オンライン授業、ハイフレックス型授業であれば、manaba に紐づくアプリケーション「respon」を利用してリアルタイムに出席確認や簡易テスト等を行うことができます。オンデマンド型授業、資料配信型授業であれば、manaba を通じてレポートの提出、簡易的な確認テスト等により学修状況の管理を行うことができます。

ただし、2020 年度、2021 年度においては、学生から遠隔授業による課題が多く過酷であったという声が多数寄せられています。オンデマンド型の授業における学修状況管理の難しさは一つの課題と言えますが、期中の課題レポートについては、内容の理解度を確認する、専ら出席管理に代える等、その趣旨に鑑みて課題の量や提出期間への配慮をお願いいたします。

Q 2 2 遠隔授業を受講するための通信環境整備について、学生へのサポートはあるか。

A 2 2 2021 年度については、各学部・研究科において、通信環境が整わない学生に対するサポート（ポケット Wi-fi の貸出、遠隔授業受講教室など）を行いました。2022 年度のサポート体制については、各学部・研究科等の所管事務室にご相談ください。

Q 2 3 電子テキストの入手や、学生の利用に関するサポートは行っているか。

A 2 3 本学で契約している電子書籍（テキスト含）・電子ジャーナルはおおむね「CHOIS（図書館蔵書検索）」から、契約外の電子ブック等も含めて検索する場合は、中央大学データベースリストのうち「電子ブック」から検索することができます。教員・学生双方が学外においてもVPNや学認を通じてアクセスすることが可能です。

学生に対しては図書館による特設オンデマンドコンテンツや、希望に応じてゼミ・クラス単位におけるデータベース説明会が開催されており、利用方法に関するフォローアップが行われています。

一方で、日本国内における日本語テキストの電子版については普及が進んでおらず、多くのテキストの電子版は本学のサービス内における入手が難しくなっているため、2021年現在は紙のテキストが一般的です。とはいえ、海外の学術論文も含め、学生の授業理解、事前事後学習の促進に効果的なテキストが学内リソースとして眠っている場合もあるので、まずは本学図書館に相談してください。

Q 2 4 試験については、どのように考えたら良いか。

A 2 4 遠隔授業に関して、具体的な試験の方法（集合型の試験か、manaba等を利用したオンライン上で行う試験か）については、2021年11月現在、明確な方針は決定しておりません。決定し次第、各組織から指示がございますので、その指示に従って試験の対応をしてください。レポート等でなく試験を行うことで学修成果の測定を行う授業科目のシラバスにおいては、その方法に関わらず、試験で到達度を確認する観点や基準を明示して学生に伝えてください。

なお、本学では「学部定期試験等における不正行為に関する取扱基準」において、オンライン上のレポート提出やテストを行った場合についても、不正行為が認められた場合には処分の対象と規定しています。

以 上